

公 告

下記委託業務について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年7月5日

沖縄県知事 玉城 康裕

1. 一般競争入札に対する事項

- (1) 業務名称 令和元年度 県有施設耐震診断業務（その1）
- (2) 業務内容等 業務仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の翌日から150日間

2. 一般競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 過去5年間の間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上受託し、これらを全て誠実に履行した実績がある者。
 - ・同種業務： 耐震診断業務、耐震改修設計業務、耐力度調査業務とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 沖縄県の平成31・32年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書を提出し、業種区分「建築関係コンサルタント」に登録された者であること。
- (6) 沖縄県内に本社を有すること。
- (7) 管理技術者として、次の要件を全て満たす技術者を配置できる者であること。
 - ア 一級建築士の資格を有すること
 - イ 同種の業務について実績を有すること
 - ウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項第1号又は第2号に定める講習を修了した者
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、公共建設コンサルタント等からの排除要請があり、当該状況が継続している場合など明らかに受託者として不適当であると認められる者でないこと。

3. 一般競争入札参加資格の確認等

- (1) この公告による入札参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類（以下「申請書等」という。）を令和元年7月18日（木）午後5時までに沖縄県総務部管財課に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 「申請書等」は、次のとおりとする。
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - イ 上記2（1）の業務実績を証する資料（様式第2号）
 - ウ 平成31・32年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加適格合格通知書の写し
 - エ 上記2（7）の配置予定管理技術者調書（様式第3号）
- (3) 入札参加資格の審査結果については、令和元年7月23日（火）（予定）に通知する。
- (4) 確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (5) 入札説明書及び業務仕様書に対する質問は書面により行うこととする。
 - ア 提出期間 令和元年7月5日（金）から令和元年7月9日（火）
 - イ 提出場所 10に定めるところに提出する。
 - ウ 提出方法 質問書を管財課ホームページからダウンロードし、持参又は電子メールにより提出する。
- (6) 質問に対する回答は、沖縄県総務部管財課ホームページに令和元年7月12日（金）（予定）に掲載する。

4. 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和元年7月30日（火）10時00分
- (2) 場所 沖縄県庁5階第1会議室

5. 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上とする。ただし、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。なお、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として見積金額の100分の5を徴収する。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年以内に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と2.（1）にある同種業務で規模をほぼ同じくする契約を2回以上受託し、これらを全て誠実に履行した実績がある者。

6. 再委託について

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることができないものとする。また、以下の業務については、その履行を第三者に委任し、又は受け負わせることはできないものとする。

- ア 業務全体の統轄、管理運営
- イ 委託契約の過半を超える額の業務

(2) 再委託の範囲

本契約の履行にあたり、受託者が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は次のとおりとする。

- ア 図面作成
- イ その他簡易な業務

(3) 再委託の承諾

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承諾を受けなければならない。ただし、報告書や資料の印刷、製本、その他単純作業であって、容易かつ簡易な業務については、この限りではない。

7. 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 談合その他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が特定の金額に達しない者が行った入札

8. 入札説明書及び仕様書の交付

入札説明書及び仕様書は、管財課ホームページからダウンロードすること。なお、入札説明会は行わない。

9. 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した事業者のうち、最低価格で入札したものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はく

じを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

10. 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地等

- (1) 名称 沖縄県総務部管財課 財産調整班 担当：宮里
- (2) 所在地 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- (3) 連絡先 電話番号 098-866-2106 F A X 098-866-0246
電子メール aa008001@pref.okinawa.lg.jp

11. その他

- (1) 本業務は「建築設計業務等積算基準（平成29年5月1日沖縄県土木建築部）」における県有建築物等の設計業務積算基準及び見積り等を参考に予定価格を設定する。
- (2) 本業務は沖縄県財務規則第129条に基づき、予定価格（予定価格を構成する各部分）に次の割合を乗じて得た額の合計額に「0.995」から「1.005」の範囲内のランダム係数を乗じた価格を最低制限価格として定める。
 - 建設コンサルタント業務（建築設計及び工事監理業務）
 - ア 直接人件費の額
 - イ 特別経費の額
 - ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
- (3) 最低制限価格を下回った者は、失格とする。